

年金記録訂正請求に係る答申について

近畿地方年金記録訂正審議会
平成 29 年 10 月 12 日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 2件

厚生年金保険関係 2件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 2件

国民年金関係 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1700348号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1700249号

第1 結論

請求者のA社における平成19年7月17日の標準賞与額を70万円に訂正することが必要である。

平成19年7月17日の訂正後の標準賞与額については、厚生年金保険法第75条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和24年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成19年7月17日

同僚の賞与支払に関する記録を訂正することとなった旨のお知らせ(文書)が年金事務所から届いたことにより、A社に勤務していた期間に支払われた賞与のうち、請求期間の賞与に係る年金記録が無いことが分かった。

当該賞与が支給されたことが分かる預金通帳の写しを提出するので、請求期間の賞与を年金額に反映する記録として認めてほしい。

第3 判断の理由

B健康保険組合の記録、A社から提出された健康保険被保険者標準賞与額決定通知書、請求者から提出された預金通帳の写し等から、同社が、平成19年7月17日に請求者に70万円の賞与を支払ったこと及び請求者を含む被保険者56人の賞与支払に係る届出を請求期間当時にB健康保険組合に対し行ったことが認められる。

また、A社は、健康保険組合及び社会保険事務所(当時)に対し提出していた賞与支払に係る請求期間当時の届書について、「健康保険組合提出用と社会保険事務所提出用が一体となった複写式のものであった。」旨回答しているところ、日本年金機構から提出された請求期間に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届総括表を見ると、「B健康保険組合経由」の表示がある上、当該総括表の「賞与を支給した被保険者数」欄に記載されている人数及び「賞与支給総額」欄に記載されている金額は、前述の健康保険被保険者標準賞与額決定通知書において確認できる「被保険者」の合計人数(請求者を含む。)及び「決定後の標準賞与額」の合計額(請求者を含む。)とそれぞれ一致する。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求期間当時、A社は、B健康保険組合を経由して、社会保険事務所に対し、請求者に70万円の賞与を平成19年7月17日に支払った旨の届出を行ったことが認められることから、請求者の請求期間に係る標準賞与額については70万円に訂正することが必要である。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1700157号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1700251号

第1 結論

- 1 請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を昭和42年4月3日、喪失年月日を昭和44年6月21日とし、昭和42年4月から昭和44年5月までの標準報酬月額を昭和42年4月から昭和43年1月までは2万円、同年2月から同年9月までは2万8,000円、同年10月から昭和44年3月までは3万3,000円、同年4月及び同年5月は4万2,000円とすることが必要である。

昭和42年4月3日から昭和44年6月21日までの期間については、厚生年金保険法第75条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

- 2 請求者のB社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を昭和44年9月1日、喪失年月日を同年10月29日とし、同年9月の標準報酬月額を2万8,000円とすることが必要である。

昭和44年9月1日から同年10月29日までの期間については、厚生年金保険法第75条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

- 3 請求者のC社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を昭和51年6月4日、喪失年月日を同年9月21日とし、同年6月から同年8月までの標準報酬月額を8万円とすることが必要である。

昭和51年6月4日から同年9月21日までの期間については、厚生年金保険法第75条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

- 1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和25年生
住所 :

- 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和42年4月3日から昭和44年6月21日まで
② 昭和44年9月1日から同年10月29日まで
③ 昭和51年6月4日から同年9月21日まで

請求期間①はA社、請求期間②はB社、請求期間③はC社に、いずれも戸籍名の「D」ではなく、「E」と名乗って勤務した。

厚生年金保険の記録において確認できる請求期間①、②及び③に係る昭和25年*月*日生まれのEの厚生年金保険被保険者記録は、私の記録で間違いのないので、当該記録を私の記録として認めてほしい。

第3 判断の理由

- 1 請求期間①について、当該期間においてEと名乗ってA社に勤務したと請求者が主張しているところ、オンライン記録及び同社に係る事業所別被保険者名簿(以下「被保険者名簿」という。)において、生年月日が請求者の生年月日と一致するE名の基礎年金番号に統合されていない厚生年金保険被保険者記録(取得年月日は昭和42年4月3日、喪失年月日は昭

和 44 年 6 月 21 日。以下「未統合記録①」という。)が確認できる。

また、請求者は、請求期間①当時の A 社の事業主及び同僚として計 12 人の氏名等を記憶しているところ、当該期間当時の同社に係る被保険者名簿において、請求者が記憶する氏名等と一致する被保険者 12 人が確認できる。

さらに、請求期間①に A 社において被保険者記録が確認できる者のうち、請求者の親類縁者であるとする者が、「E は、小さい時に F の養子になった。」旨陳述しているところ、当該陳述は、請求者が陳述する自身の親族関係及び請求者の戸籍謄本において確認できる親族関係と符合する。

加えて、請求者の請求期間①当時の A 社における勤務、生活状況等に係る陳述内容は、当該期間に同社において被保険者記録が確認できる複数の者が「E」の勤務状況等について回答又は陳述する内容と符合する。

これらを総合的に判断すると、前述の未統合記録①は、請求者の記録とすることが妥当であり、事業主は、請求者が昭和 42 年 4 月 3 日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、昭和 44 年 6 月 21 日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に行ったことが認められる。

なお、請求期間①の標準報酬月額については、前述の未統合記録①から、昭和 42 年 4 月から昭和 43 年 1 月までは 2 万円、同年 2 月から同年 9 月までは 2 万 8,000 円、同年 10 月から昭和 44 年 3 月までは 3 万 3,000 円、同年 4 月及び同年 5 月は 4 万 2,000 円とすることが必要である。

- 2 請求期間②について、当該期間において E と名乗って B 社に勤務したと請求者が主張しているところ、オンライン記録及び同社に係る被保険者名簿において、生年月日が請求者の生年月日と一致する E 名の基礎年金番号に統合されていない厚生年金保険被保険者記録（取得年月日は昭和 44 年 9 月 1 日、喪失年月日は同年 10 月 29 日。以下「未統合記録②」という。）が確認できる上、当該未統合記録②に係る厚生年金保険被保険者台帳記号番号は、前述の未統合記録①に係る同記号番号と同一である。

また、請求者は、「請求期間②当時、B 社は、G 市内の繁華街の近くにあり、同社の近くを南北に川が流れていた。業種は、H 業をしており、私は 1 階で I 業務をしていた。2 階は事務所で、3 階、4 階もあったと思う。」旨陳述しているところ、当該陳述内容は、請求期間②当時の住宅地図及び同社に係る被保険者名簿において当該期間に被保険者記録が確認できる複数の従業員が回答又は陳述する同社の業務内容等と符合する。

これらを総合的に判断すると、前述の未統合記録②は、請求者の記録とすることが妥当であり、事業主は、請求者が昭和 44 年 9 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、同年 10 月 29 日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、請求期間②の標準報酬月額については、前述の未統合記録②から、昭和 44 年 9 月は 2 万 8,000 円とすることが必要である。

- 3 請求期間③について、当該期間において E と名乗って C 社に勤務したと請求者が主張しているところ、オンライン記録及び同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、生年月日が請求者の生年月日と一致する E 名の基礎年金番号に統合されていない厚生年金保険被保険者記録（取得年月日は昭和 51 年 6 月 4 日、喪失年月日は同年 9 月 21 日。以下「未統合記録③」という。）が確認できる。

また、請求者は、請求期間③当時の C 社の同僚として二人の氏名等を記憶しているところ、当該期間当時の同社に係るオンライン記録において、当該二人のうち一人と同姓の被保険者が確認できる。

さらに、請求期間③に C 社において被保険者記録が確認できる者のうち一人は、「私が入社したとき、J 氏が既に K 業務に従事していた。J 氏の名前は分からないが、出身と高校は L か M と聞いた。」旨陳述しているところ、当該陳述は、請求者の請求期間③当時の同社に

おける勤務状況、出身高校等に係る陳述内容と符合する上、当該陳述者は、請求者から自身の写真であるとして提出された写真に写っている人物について、J氏である旨回答している。

これらを総合的に判断すると、前述の未統合記録③は、請求者の記録とすることが妥当であり、事業主は、請求者が昭和 51 年 6 月 4 日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、同年 9 月 21 日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、請求期間③の標準報酬月額については、前述の未統合記録③から、昭和 51 年 6 月から同年 8 月までは 8 万円とすることが必要である。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1700352号
厚生局事案番号 : 近畿(国)第1700032号

第1 結論

昭和37年1月から昭和40年3月までのうち未納となっている請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和10年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和37年1月から昭和40年3月までのうち未納となっている期間
前回、請求期間については、昭和40年1月頃、自宅に来たA県B市C区役所の職員から、国民年金に加入するよう勧められたので、その場で、夫婦共に国民年金に加入し、国民年金保険料については、私は昭和37年1月から昭和39年12月までの3年分、妻は昭和38年1月から昭和39年12月までの2年分を遡って納付したはずなので、記録を訂正してほしい旨の主張をし訂正請求を行ったが、訂正は認められないとする平成28年1月15日付けの通知を受け取った。

しかし、請求期間の国民年金保険料が未納とされていることにどうしても納得できないので、再度訂正請求を行った。今回、私が提出した資料を見れば、D厚生局の前の判断が誤りであることが分かると思うので、請求期間について、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者の訂正請求については、i) 国民年金手帳記号番号払出簿によると、請求者の国民年金手帳記号番号は、B市C区において請求者の妻と連番で払い出されており、請求者の妻に係る同市の国民年金被保険者名簿を見ると、昭和41年11月17日を最初の国民年金保険料の納付日として、昭和39年10月から昭和41年10月までの国民年金保険料が納付されているほか、請求者の国民年金手帳記号番号前後の国民年金被保険者に係る国民年金保険料の納付日から判断すると、請求者に係る国民年金の加入手続は、昭和41年11月頃に行われたものと推認でき、このことは請求者の陳述と符合しないこと、ii) 請求者の陳述を踏まえると、請求期間のうち、一部の国民年金保険料は過年度保険料(国庫金)として納付することになるところ、国民年金法では、市町村が収納することができた国民年金保険料は現年度保険料のみであり、過年度保険料として遡って納付することができる期間は2年間と規定されていることから、請求者の陳述は制度上の取扱いとも符合しない上、前述の推認した加入手続時点(昭和41年11月頃)では、請求期間のうち、昭和37年1月から昭和39年9月までの国民年金保険料は、時効により納付することができないこと、iii) 請求期間の国民年金保険料を納付するためには、前述とは別の国民年金手帳記号番号の払出しが必要となることから、社会保険オンラインシステムにより各種の氏名検索を行ったほか、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによりB市C区における国民年金手帳記号番号の縦覧調査を行ったが、請求者に対する別の国民年金手帳記号番号の払出しは確認できないことなどから、既に平成28年1月15日付けで、年金記録の訂正は必要でないとするD厚生局長の決定が通知されている。

しかしながら、請求者は、昭和40年1月頃に国民年金の加入手続を行い、昭和37年1月から昭和39年12月までの3年分の国民年金保険料を遡って納付したと前回と同じ主張をして、

再度訂正請求を行っているものである。

また、今回、請求者から提出された資料を全て確認したが、当初の決定を変更すべき新たな事情は認められない。

そのほか、請求者の請求内容及びこれまでに収集した資料等を含めて再度検討したが、当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1700205号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1700250号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険の標準報酬月額を訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和17年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和43年8月1日から平成13年3月1日まで

A社に勤務していた請求期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額が、実際に支給された給与支給額より低い額となっている。請求期間のうち、一部の期間に係る給与明細書を提出するので、請求期間の標準報酬月額を給与支給額に見合う標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 判断の理由

厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、同法による記録の訂正及び保険給付が行われるためには、これらの標準報酬月額のいずれもがオンライン記録の標準報酬月額を上回る必要がある。

しかしながら、請求者は、昭和57年11月分、昭和61年5月分、同年12月分、昭和62年1月分、同年4月分及び同年5月分、同年7月分から同年11月分までの各月分並びに昭和63年4月分の給与明細書を提出しているところ、当該給与明細書により確認できる各月の報酬額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額を上回っているものの、各月の厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と同額又は下回っていることから、請求期間のうち、当該給与明細書に係る各月については、厚生年金特例法による給付の対象に当たらず、記録の訂正を認めることはできない。

また、A社は平成28年7月6日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっているところ、同事業所の現在の事業主は、「請求期間当時の資料を保管しておらず、当時の事務担当者は死亡しているため、請求者の請求期間に係る報酬月額及び厚生年金保険料控除額は不明である。」旨回答しており、事業主等から、請求期間に係る報酬月額及び厚生年金保険料控除額を確認することができない。

さらに、請求者のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票及びオンライン記録において、請求者の請求期間に係る標準報酬月額が訂正されるなどの不自然な点は見当たらない。

このほか、請求者が請求期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認又は推認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。